

「税務システム等標準化検討会法人住民税ワーキングチーム（WT）」

第5回機能WT・第3回帳票WT 議事概要

日 時：令和3年3月16日（火）10：00～17：00

場 所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

葛原 明子	東京都主税局 課税部 法人課税指導課 法人事業税統括 課長代理
内藤 嘉章	浜松市 財務部 市民税課 主幹
萩之内 きよみ	神戸市 行財政局税務部 法人税務課 法人市民税担当 係長
大塚 樹里子	前橋市 財務部 市民税課 主任
佐々木 伸二	三鷹市 市民部市民税課税務管理係 主査
熊谷 亜由美	飯田市 総務部税務課諸税係 主査
近藤 直宏	豊橋市 財務部市民税課 主査
本山 政志	埼玉県町村会 情報システム共同化推進室 室長
高澤 尚良	地方税共同機構 システム部運営管理グループ 課長補佐
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC） 企画部担当部長

（総務省）

田中 俊匡	総務省 自治税務局都道府県税課 理事官
原 敏博	総務省 自治税務局都道府県税課 直税第一係係長
渡邊 正敏	総務省 自治税務局都道府県税課 直税第二係事務官

【議事次第】

1. 機能要件の意見照会確認
2. 帳票要件の意見照会確認
3. その他

【意見交換（概要）】

（議題1）資料1 機能要件_意見照会対応方針の確認

■1.1.1. 法人基本情報管理

- 課税・非課税の管理は法人単位であり、行政区単位では均等割課税があるか否かという申告情報だけ管理できれば良いか。その場合は、現在の標準仕様書案における均等割の行政区管理機能で対応可能と想定している。
- 行政区単位ごとの均等割課税の有無を管理しており、法人単位での課税・非課税の区分では管理していない。確定申告の都度、各区の課税・非課税管理に反映するような仕様となっている。
- 課税・非課税は法人単位で管理している。行政区単位で、課税実績は管理しているが、課税・非課税の管理はしていない。
- E市は、実務をK市の運用に合わせた場合でも機能要件上の支障がないか。

- 各行政区単位で管理ができれば支障ない。
- 今回の意見を受けて、改めて機能要件の案をご提示させていただくこととする。

■1.1.15. 事業年度異動

- 残余財産確定の日は申告書から判別するため、申告画面で登録する運用の方が画面遷移は少なくなり、効率的ではないかと想定している。法人基本情報と、メモ機能並びに申告情報のどちらで管理する運用が望ましいかお聞きしたい。

（法人基本情報で管理している団体）

- どちらでも問題ない。
- 「残余財産確定の日」は法人基本情報で管理している。法人基本情報がみなし事業年度の正となる考え方のシステムである。なお、「残余財産の最後の分配又は引渡しの日」は申告情報登録画面で入力して管理している。

（メモで管理している団体）

- どちらでも問題ない。残余財産確定事業年度において、申告登録時に事業年度終了日を変更できればこだわらない。
- 法人基本情報による管理とメモ機能のどちらの実装であっても、残余財産確定事業年度において事業年度変更が出来れば運用面においては問題ないことを確認した。

■3.1.1. 更正入力処理

- 更正事由を入力できることを必須機能とするが、各構成員の間でも更正事由の入力方法が分かれているため、意見を取り込み検討したい。
- 更正事由については、根拠となる条文を選択できるようにすることが無難と考える。
- 更正事由を5種類のコードで分類して管理している。
- 両市のご提案を踏まえて、「通知書単位で、更正事由の区分選択、並びに任意の文字列で入力して通知書に出力できること。」及び「根拠となる条文を選択して、通知書に出力できること。」の両案で要件を修正する。更正事由の区分については、収納管理 WT とも調整を行う。

■8.4.1. 宛名連携

- 宛名管理については、法人住民税システムの更新情報が優先される構成員が多いが、宛名管理システムで一元管理する団体もあり一概にシステム構成を決めることが困難である。このため、事務局案としては、宛名との共通的な管理項目の定めについて、「地域情報プラットフォームに準拠」とした。また、基本的な連携機能を定義しつつ、法人住民税の更新情報を優先する機能は「実装してもしなくても良い」とした。
- 法人住民税で法人基本情報を更新した場合、共通宛名の更新は強制的な更新ではなく、更新の選択確認が可能となっている。
- 更新の選択確認機能はなく、強制的に法人住民税システムが優先される。更新の都度、確認ができずとも業務上の支障は生じていない。
- 共通的な項目は宛名管理システムで一元管理しており、法人基本情報を変更する際には、宛名管理情報を修正する。宛名管理は、所在地、名称、法人番号等に限られ、その他の情報は法人住民税の法人基本

情報で管理している。

- 法人住民税の登録情報を優先する機能を「実装してもしなくても良い機能」としてご提案したが、各構成員の意見を踏まえると、更新されるべきという意見が多く見られている。「実装すべき機能」に変更することで問題ないか。
- 統合宛名管理を税目共通で使用しているが、他税目に影響が生ずる変更の場合、宛名の枝番号による税目管理によって、他税目に影響を与えないように管理している。項目によって、変更の可否を判断して対応している。
- 地域情報プラットフォームは、PULL 型の API を定義するものであり、本要件で議論されているような PUSH 型（書込み）については法人住民税に限らず全体方針として検討する必要がある。
- 機能要件は修正案のとおりとして、送付先を税目別に設定できるか等も含めて他税目とも調整を図る。

資料 2 標準仕様書（案）_機能要件の確認

■1.1.1. 法人基本情報

- APPLIC 税 TF より、「施設区分」、「収益事業の有無」については実装してもしなくても良い機能ではないかとの提案があるがいかがか。
- 施設区分は、予定申告書を送付しない管理に使用するため管理項目は必要である。
- 収益事業の開始年月日は現在管理項目がないが、必ずメモに入力していることから、管理項目として定義することが望ましい。
- とともに必要との意見があるため、実装すべき機能から変更なしとする。

資料 3 法人税連携・申告是認の処理フロー（案）について

- 課税標準額通知の突合対象として、各事業年度の最新課税のみとする案であるが、既に修正申告、更正が提出されている場合に、過去の通知データで処理してしまうと、課税誤りに繋がらないか。
- 当市では、同一事業年度の最新課税履歴を突合対象としている。タイムラグが合って受信した過去申告のデータについては目視確認している。
- 事務局案では、課税標準額通知データと法人住民税システムの登録情報の不一致箇所を抽出する機能を想定しており、自動で更正や決定処理は行わない。仮に過去申告の通知データを受信した場合は、不一致エラーとなるため、必ず職員による目視確認が必要になる。
- 県税通知データに基づいて、自動で更正決定、調定処理がされないのであれば、最新課税だけを確認することで問題ない。
- 連携データ項目の「重加算税対象所得」等について、「重加算税対象所得、重加算税、重加算金対象所得、付加価値額、資本金等の額、収入金額のいずれかがある場合」に確認対象とした方が良いのではなか。都道府県によって、通知データにおける重加算税・重加算金に係る項目の有無が異なると想定されるため、県内法人と他県法人とで、延滞金の取扱いの差異が生じる懸念がある。
- 延滞金の除算期間に影響する重加算税の有無の確認漏れを防ぐための方策として有用と考えられるため、ご提案のとおりとする。

（議題 2）資料 4 帳票要件の意見照会対応方針の確認

■帳票番号 4 減免通知書

- 現在出力している項目として、「減免理由」にはどのような情報を出力しているか。
- 当市の市税条例において、減免を規定した根拠条文を出力している。標準仕様書においても減免理由を選択して出力することは必要である。
- 減免理由を選択して通知書出力できる機能を定義する。

■帳票番号 17 納付書

- 納付書は様々な種類の定義体があるが、印刷用紙のコスト等に鑑み、標準仕様書の実装すべき機能としては、汎用紙3面のものと、OCR用紙3面のものの2種類としたい。
- 当該方針は問題ないと思うものの、現在複写式を出力している団体では簡単に運用を変更することは困難と考えられる。共通納税が開始しているが、依然として紙の納付書を使用している例は多いため、今すぐの運用変更は難しいのではないか。
- 実装すべき機能は先の2種類とし、実装してもしなくても良い機能として、複写式用紙を定義する。

■帳票番号 18 申告案内文書

- 納付書一体型申告書を出力する団体は、申告案内文書が不要となるか。その場合には、一律の印刷不要設定が必要か。
- 納付書一体型申告書内に申告案内文を記載しているため、申告案内文書が単独で存在する必要性がない。
- 納付書一体型申告書を用いているが、送付書も別途に付して送付している。
- 申告書・納付書について送付の有無を制御する機能がシステム上にあり、ともに送付無となっている法人は、申告案内文書も作成対象外となっている。
- C市の運用を参考として、申告書・納付書による発送の可否によって整理した上で、改めて意見をお聞きすることとする。なお、職員が文章をメンテナンスできる一定の自由記載欄を設けることは承認頂いたため、レイアウト作成時の参考とする。

■申告一括処理結果（eLTAX 連携）

- 申告量、エラー量が多いと、帳票でないと確認が煩雑になると考えられる。
- 帳票形式ではなく、画面確認を代替運用とする場合、画面で帳票同様の情報が確認できれば問題ない。ただし、税額計算エラーだけでなくファイル取込自体ができなかった場合に、そのエラーを認識できる機能は必要である。
- 取込エラーが何かしら確認できる機能が必要と理解した。また、要件修正案ではeLTAXの取込結果は画面上でエラーデータを一覧化できるなどの条件を満たせば、帳票形式を必須としない仕様を検討していたが、その条件は引き続き検討事項とする。

■更正決定通知書（項目・レイアウト）

- 現状のレイアウト案で問題ない。
- 通知内容が視認しづらくなるため、これ以上の詳細な項目出力は避けるべき。
- 税額控除も今後追加される場合があるため、現時点でレイアウトに項目が多すぎることは望ましくない。

い。また、更正決定通知書に自由記述欄を設ける点はあるが、自由記述欄は納税者への詳細な説明というメリットと職員の誤記入のリスクというデメリットの双方がある。

- 当市では裏面に教示文をプレ印字しており、表面は税額情報のみとなっている。また、政令市であるが行政区ごとの月数・従業者数・均等割額を記載している。
- 政令市要件は別途検討が必要となる。

（議題３）その他

- 今年度の WT は最終回となる。ご協力に感謝する。本日の議事を取りまとめて、別途確認依頼を行うため、引き続きご協力いただきたい。

以上